

新 宮 崎 県 体 育 館
指 定 管 理 者 募 集 要 領

令 和 4 年 7 月

宮 崎 県 教 育 委 員 会

《 目 次 》

1	施設の概要	1
2	指定管理者が行う管理の基準	1
3	指定管理者が行う業務の範囲	3
4	指定期間	4
5	経理に関する事項	4
6	募集に関する事項	5
7	申請に関する事項	6
8	指定管理候補者の選定に関する事項	8
9	指定管理者の指定及び協定の締結に関する事項	10
10	リスク管理、責任分担に関する事項	11
11	業務の引継に関する事項	11
12	管理運営状況の把握等に関する事項	11
13	業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項	12
14	その他留意事項	12
15	添付資料・様式	12
16	問合せ先	13

新宮崎県体育館指定管理者募集要領

公の施設の管理については、平成15年6月の地方自治法の一部改正により、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応し、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的に「指定管理者制度」が導入されたところです。

これにより、県教育委員会では、「新宮崎県体育館」（以下「本施設」という。）の管理運営について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）第4条の規定に基づき、令和5年4月からの指定管理者を募集します。

1 施設の概要

名称	新宮崎県体育館
所在地	延岡市大貫町1丁目2894
設置目的	令和9年（2027年）に本県で開催する第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」や全国大会等の大規模な公式大会における競技大会会場となる県立体育館として、また、機能性・将来性・安全性に優れたスポーツランドみやざきの拠点となり、まちの活性化に寄与する体育館として、延岡市と共同で整備される施設であり、本県競技力向上の中核施設としての役割を担うとともに県民の体位・体力の維持・増進を図り、体育及びスポーツの普及振興に努めることにより、もって県民の福祉の向上を図ることを目的とする。
設置	令和5年5月（予定）
供用開始	サブアリーナ等：令和5年5月（予定） メインアリーナ等：令和7年10月（予定）
施設構造	鉄骨コンクリート造（低層部） 鉄骨・木造（屋根部）
施設面積	延床面積：12,998.20㎡（建築面積：11,498.14㎡） 敷地面積：39,593㎡
主な施設	《メインアリーナ》 競技場、観客席 《サブアリーナ》 競技場、観客席 《多目的室（地域武道センター）》 《トレーニングルーム》 《会議室等》 会議室1、会議室2、会議室3、会議室4、会議室5、応接室 《利用者施設》 トイレ、更衣室、シャワー室、救護室、授乳室、共有部、風除室、階段、エレベーター、放送室、スポーツテラス、屋外広場 《管理施設》 事務室、空調管理室、清掃員控室、洗濯室、器具庫、倉庫、空調機械室、消火ポンプ室、屋外機械置場、自販機置場 《外構》 駐車場、車椅子用駐車場、駐輪スペース、植栽、照明、国旗掲揚台 《附帯設備》 照明設備、空調設備、放送設備

2 指定管理者が行う管理の基準

(1) 基本方針

下記の方針に基づき、本施設の管理運営を行うものとします。

ア 全国レベルの競技大会等の利用に対応可能な受入・実施体制や、プロ・実業団等のスポーツキャンプ等の受け入れを考慮した円滑な運営と適切な維持保全等の管理運営を確保する必要があります。

イ 県や延岡市、スポーツ関係機関・団体等との連携を深め、本県競技力の向上、スポーツの普及振興を図るとともに、コスト削減にも努めるものとします。

ウ 関係法令等を遵守するとともに、県民の平等な利用を確保し、サービスの向上に

努めるものとします。

エ 広く県民に利用される施設とするため、利用の促進に努めるものとします。

(2) 開館時間、休館日等

ア 開館時間 午前9時から午後10時まで

イ 休館日 12月29日から翌年の1月3日まで及び毎月第3火曜日（その日が国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

ウ 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ県教育庁スポーツ指導センター所長の承認を得て、臨時に利用時間や休館日を変更することができます。

(3) 利用の許可、制限等

ア 利用の許可

指定管理者は、利用の申込みがあった場合において、利用の許可をするときは、申込者に利用許可書を交付するものとし、利用の許可をしないときは、申込者に不許可通知書により通知するものとします。

また、指定管理者は、必要があると認めるときは、利用の許可に条件を付することができます。

イ 利用の制限等

指定管理者は、申込者が次のいずれかに該当する場合は、本施設の利用を許可しないものとします。

- ・ 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ・ 本施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- ・ 集団的又は常習的に暴力的行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。
- ・ 利用申込書の記載内容に偽りがあるとき。
- ・ その他本施設の管理運営上支障があると認められるとき。

また、指定管理者は、必要があると認められるときは、本施設の利用を制限することができます。

(4) 関係法令の遵守

指定管理者が行う管理業務（以下「管理業務」という。）については、以下の法令等を遵守する必要があります。

ア 教育関係の公の施設に関する条例、新宮崎県体育館管理規則（令和4年宮崎県教育委員会規則第21号）、その他施設の管理運営に関する県の条例、規則及び諸規程

イ 地方自治法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）等の行政関係法令

ウ 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）等の労働関係法令

エ 消防法（昭和23年法律第186号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）、水道法（昭和32年法律第177号）、その他施設・設備の維持管理、保守点検等に関する法令

オ 宮崎県行政手続条例（平成7年宮崎県条例第29号）

指定管理者が施設の利用者に対して行う許可その他の処分には、宮崎県行政手続条例が適用されるので留意すること。

カ 宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）、宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）その他情報公開又は個人情報保護に関する法令

キ 行政不服審査法（平成26年法律第68号）、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）

指定管理者が利用不許可処分等を行う場合においては、行政不服審査法に基づく審査請求、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを行うことができること等を処分の相手方に教示すること。

ク その他関係法令

(5) 個人情報の保護

本施設の管理業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たり、宮崎県個人情報保護条例のほか別途協定書で定める個人情報取扱特記事項（資料6）を遵守する必要があります。

(6) 守秘義務の遵守

管理業務に関し知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはいけません。

また、指定期間終了後の場合も同様の取扱いとします。

なお、管理業務の一部を第三者に委託等した場合、当該第三者に対しても同等の義務を負わせなければならないことに留意してください。

(7) 情報公開への対応

宮崎県情報公開条例の規定に基づき、施設の管理に関して保有する情報の公開に努める必要があります。

(8) 公益通報制度への対応

宮崎県教育委員会職員公益通報制度実施要綱（資料7）の規定に基づき、指定管理者及びその従事者もその通報をし、又はされる対象者となります。

(9) 業務の包括的第三者委託の禁止

本施設の管理業務を包括的に第三者に委託し、請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、県教育委員会の承諾を受けて委託し、請け負わせることができます。

なお、委託し、請け負わせることができる第三者は、個人の場合は本人、団体の場合は役員又は経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者以外の者とします。

(10) 利用者に対する適切なサービスの提供

本施設の平等な利用や快適で安全な施設の維持保全等を確保することにより、利用者に対する適切なサービスの提供を行ってください。

(11) 運営体制

管理業務を遂行するに当たっては、甲種防火管理者など、管理に必用な資格を有する人員を配置する必要があります。

また、スポーツ施設管理士、スポーツ施設運営士、トレーニング指導士、各種スポーツ指導員等の資格を有する人員を配置することが望ましく、本施設で開催可能な各種競技についての知識を有する人員を配置する必要があります。

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う管理業務については、以下及び別添の新宮崎県体育館管理運営基準書（以下「基準書」という。）のとおりとします。

(1) 本施設の利用に関する業務

- ア 本施設における利用の受付、調整、対応に関する業務
- イ 本施設の利用許可に関する業務
- ウ 本施設の利用料金に関する業務
- エ 本施設の設定器具の利用に関する業務

(2) 本施設の維持及び保全に関する業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 外構・植栽管理業務
- エ 機材保守管理業務
- オ 修繕業務
- カ 清掃業務
- キ 備品管理業務
- ク 駐車場管理業務
- ケ 保安警備業務

(3) その他本施設の管理運営に関する業務

- ア 関係機関及び競技団体との連絡調整に関する業務

- イ 緊急時の対応に関する業務
- ウ その他本施設の管理運営に関して県教育委員会が必要と認める業務

4 指定期間

指定期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とします。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、県教育委員会は、公の施設の管理の適正を期するため行った必要な指示に指定管理者が従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときには、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

なお、指定期間の始期は、工期の変動による供用開始時期の変更等の状況に応じ、変更する場合があります。

5 経理に関する事項

(1) 管理に要する経費

管理業務のうち自主事業の実施に関する業務以外の業務（以下「本業務」という。）に要する経費は、県が支払う指定管理料及び利用料金収入により賄うこととします。

ア 指定管理料

以下に定める基準価格の範囲内で、申請者から各年度の金額の提案を求めます。

なお、指定管理料の具体額は、提案された金額に基づき、指定管理者と県教育委員会が協議の上、協定書の中で定めるため、工期の変動による供用開始時期の変更等の状況に応じた額を指定管理料とする場合があります。

年 度	基準価格（消費税及び地方消費税を含む。）	
令和5年度	年 額	53,507,000円
令和6年度	年 額	54,113,000円
令和7年度	年 額	60,033,000円
令和8年度	年 額	65,357,000円
令和9年度	年 額	65,357,000円
合 計	5年総額	298,367,000円

イ 利用料金収入

本施設に係る料金は、指定管理者が自らの収入として収受することとします。また、指定管理者は、教育関係の公の施設に関する条例に定める額の範囲内で、あらかじめ県教育委員会の承認を受けて利用料金を定めることができます。ただし、単年度の当該収入が基準額を上回った場合、その2分の1相当額を県に納入していただきます。

なお、各年度の基準額は、以下のとおりとします。ただし、工期の変動による供用開始時期の変更等の状況に応じ、基準額を変更する場合があります。

年 度	基 準 額
令和5年度	年間 5,718,000円
令和6年度	年間 6,497,000円
令和7年度	年間 13,913,000円
令和8年度	年間 22,368,000円
令和9年度	年間 22,368,000円

(2) 利用料金の減免

宮崎県体育館、新宮崎県体育館及び宮崎県ライフル射撃競技場利用料金減免取扱要領等に基づき、利用料金を減免するものとします。

そのほか、指定管理者は、公益上その他特別な事由がある場合に限り、県教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができます。ただし、いずれの場合も減免額相当分は県からは補填しませんので、事業計画書（収支計画）作成に当たっては御注意ください。

(3) 自主事業による収入

指定管理者は自主事業を行うことにより収入を得ることができます。指定管理者が、自主事業を実施する場合には、本業務の会計と別立てにし、自主事業の事業計画を設定して、あらかじめ県教育委員会の承認を得て開始してください。

なお、指定管理者が施設を利用して自主事業を行う場合は、指定管理者に利用料金が発生しますので、当該利用料金については、相殺等を行うことなく、自主事業の会

計から支出し、本業務の利用料金の収入として収受してください。

また、自主事業の採算が取れない場合でも、本業務に影響がないような対策を講じてください。

(4) 区分会計の独立と管理口座

本業務に関する会計について、指定管理者は、自身の法人や自主事業等の他の会計と区分独立した経理帳簿類を備えるとともに、独立した預金口座により管理していただくことになります。

(5) 公租公課、保険

ア 公租公課

指定管理者は、法人税や事業所税等が課税される場合があります。申請者は、必要に応じて、管轄の市町村、税務署等の関係機関にお問い合わせください。

イ 保険

県教育委員会所有の施設に係る火災保険の経費は、県教育委員会の負担とします。なお、指定管理者には、以下に示す指定管理者の帰責事由に基づく賠償に必要な保険の経費を負担していただきます。

・施設損害賠償責任保険

保険の対象	－	本施設内における法律上の賠償責任
保険期間	－	指定管理の期間中更新し続けるものとする
補償額	－	対人：1名につき 1億円以上 1事故につき 3億円以上 対物：1事故につき 1億円以上

(6) 維持管理費等

維持管理に伴う物品購入等は、原則として指定管理者の負担において行うこととします。施設や設備器具の修繕等は、1件当たり60万円（消費税及び地方消費税を含まない金額）を上限とする小規模なものは、指定管理者の負担で実施することとします。ただし、県教育委員会が特別な事情があると認めた場合については、別途協議の上、実施するものとします。

(7) 備品整備

県教育委員会が所有する備品については無償で貸し付けます。ただし、その他必要な備品の整備については、指定管理者の負担とします。

(8) 施設別利用実績等

平成27年度から令和3年度までの宮崎県体育館及び延岡市民体育館の施設別利用者数、利用料金（使用料）収入状況・減免状況については、資料1のとおりです。収支計画書作成における参考資料としてください。

6 募集に関する事項

(1) 募集要領の配布

ア 配布期間・時間 令和4年7月7日（木）から9月8日（木）まで
平日 午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所 県教育庁スポーツ振興課（県庁3号館5階）
〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9番10号
電話：0985-26-7247

ウ その他

募集に関する情報は、県のホームページからダウンロードすることも可能です。また、郵送を希望する場合、上記宛先まで140円切手を貼付した返信用封筒を同封の上、請求してください。

(2) 説明会の開催

ア 開催日時

令和4年7月22日（金） 午後2時から午後4時まで

イ 開催場所

宮崎県庁 9 号館933号室

ウ 説明内容

施設の概要、管理の方針、業務の内容 等

エ 参加人数

各団体 5 名以内とします。ただし、複数団体が共同で応募を予定している場合は、1 つの団体とみなします。

オ 参加申込方法

説明会参加申込書【様式第 1 号】に必要事項を記入の上、県教育庁スポーツ振興課まで郵送、F A X 又は電子メールにて 7 月 21 日（木）までに提出してください。

カ 注意事項

- ① 当日は、募集要領、基準書等の資料は配付しませんので、必要書類は必ず御持参ください。
- ② 県による説明は、説明会のみでの実施となりますので、御留意ください。

(3) 質問事項の対応

募集要領の内容等に関する質問事項について次のとおり対応します。

ア 受付期間

令和 4 年 7 月 7 日（木）から 8 月 8 日（月）まで
平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

イ 受付方法

質問書【様式第 2 号】により、郵送、F A X 又は電子メールで提出してください。口頭、電話による質問及び質問書の受付期間終了後の質問は受け付けません。

ウ 回答方法

質問者及び説明会参加者全員に、F A X 又は電子メールにより、随時回答します（質問・回答内容は、県ホームページにより公表します。）。

7 申請に関する事項

(1) 申請者の資格要件

指定管理者の申請資格を有するのは、次に掲げる全ての要件を満たす法人その他の団体である必要があります。

- ① 宮崎県内に事業所若しくは事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③ 宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- ④ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して 2 年を経過している者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- ⑥ 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑦ 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- ⑧ 国税及び地方税の滞納がないこと。

(2) 複数の団体による共同申請（グループ申請）

複数の団体でグループを構成して申請（以下「グループ申請」という。）する場合、次の事項について留意してください。

- ① 適切なグループの名称を設定し、代表となる団体又は代表者を選出する必要があります。なお、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

- ② 代表となる団体は（１）①～⑧の要件を、その他の構成団体は（１）②～⑧の要件を満たす必要があります。
- ③ グループの構成団体は、別のグループ申請の構成団体となること又は単独で申請することはできません。

(3) 申請手続

ア 申請書類

指定管理者の指定を受けようとする者は、次の書類を提出してください。

なお、グループ申請の場合、定款や決算書類等の個別の団体に関する書類は、構成する全ての団体のものが必要です。

- ① 指定管理者指定申請書【様式第3号】
 - ② 事業計画書【様式第4-1号～6号】
 - ※ 事業計画書に付随する附属書類として、施設別維持管理計画表（別紙）も提出してください。
 - ※ 事業計画書は、総計50ページ以内で作成してください。
 - ③ 収支計画書【様式第5号】
 - ④ 定款、規約又はこれらに準ずる書類
 - ⑤ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（3ヶ月以内に取得したもの）
 - ⑥ 法人以外の団体にあつては、代表者の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
 - ⑦ 直近3事業年度分の決算書類（事業報告書、損益計算書、貸借対照表、財産目録。これらが無い場合は、これらに準ずる書類）
 - ※ 新たに設立する又は設立初年度の団体にあつては、収支予算書又はこれに類する書類に代えてください。
 - ※ 設立2年目の団体にあつては前事業年度に係る決算書類、3年目の団体にあつては前事業年度及び前々事業年度に係る決算書類を提出してください。
 - ⑧ 団体の概要及び業務内容、実績等が確認できる書類【様式第6号】
 - ⑨ 国税及び地方税に関する納税証明書（未納がないことの証明書）（過去1年分）
 - ※ 新たに設立する団体及び設立初年度の団体にあつては、不要です。
 - ⑩ 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類【様式第7号】
 - ⑪ 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書【様式第8号】
 - ⑫ 施設を管理するに当たって必要な資格免許等の取得を証する書類
 - ⑬ 誓約書【様式第9号】
- （グループ申請の場合の追加書類）
- ⑭ グループ構成団体一覧表【様式第10号】
 - ⑮ 申請手続等に関する委任状【様式第11号】
 - ⑯ 新宮崎県体育館管理運営業務に関するグループ協定書【様式第12号】

注）個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書【様式第8号】については、申請書に添付がなければ申請を受け付けることはできませんが、その記載内容（実施状況等）については、審査における配点の対象外です。

イ 提出部数

正本1部 副本10部（副本は複写可）

※ 副本は、製本やホチキス留めは行わないでください。

ウ 受付期間・時間

令和4年8月8日（月）から令和4年9月8日（木）まで
平日 午前8時30分から午後5時15分まで

エ 提出方法・場所

持参又は郵送（書留郵便により受付期間最終日の午後5時15分までに必着のこと）により以下の場所に提出してください。

宮崎県教育庁スポーツ振興課（県庁3号館5階）
〒880-8502 宮崎市橋通東1丁目9番10号

オ 留意事項

- ① 申請書類は、日本工業規格のA4サイズとします。ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、上記以外でも認めます。
- ② 申請に際して必要となる費用は、全て申請者の負担とします。

- ③ 提出された申請書類は原則として返却いたしません。
- ④ 提出された申請書類は、選定を行う作業に必要な範囲で複製を作成することがあります。
- ⑤ 提出後の申請書類の訂正及び差し替えは原則として認めません。ただし、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。
- ⑥ 申請書類提出後に辞退する場合は、辞退届【様式第13号】を提出してください。
- ⑦ 申請書類は、宮崎県情報公開条例の規定に基づく開示請求により、個人に関する情報又は団体の正当な利益を害するおそれのある情報等を除き、開示の対象になることがあります。
- ⑧ 申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の選定の公表その他必要な場合には、一部又は全部を無償により、申請者の許諾無しで使用できるものとします。
- ⑨ 申請書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

8 指定管理候補者の選定に関する事項

指定管理候補者の選定を公平かつ適正に実施するため、次のとおり審査を行い、最も優れた申請者を選定します。

(1) 審査・選定方法

ア 書類審査

申請書類により、7(1)で示した資格要件の適合、その他の形式的要件について書類審査を行います。

審査結果については、速やかに、申請者（グループ申請の場合は代表者のみ）全てに通知します。

イ 新宮崎県体育館指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査

選定委員会は、以下の委員により構成します。

役 職	氏 名	所 属 ・ 役 職
委員長	三輪 佳見	宮崎大学大学院教育学研究科教授（学識者）
委 員	岡本 真奈美	宮崎県スポーツ推進委員協議会会長（有識者）
委 員	石川 理恵	宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会副会長（利用者）
委 員	糸田 恵子	障がい者スポーツ指導員（利用者）
委 員	野木村 崇久	公認会計士（経営）

選定委員会においては、書類審査を通過した申請者に対し、プレゼンテーションやヒアリングを実施し、8(2)～(4)に示す選定基準等に基づき審査します。

審査の具体的な実施日時、場所、方法等については、別途申請者に通知します。

ウ 新宮崎県体育館指定管理候補者選定会議（以下「選定会議」という。）による確認

選定会議は、以下の委員により構成します。

役 職	所 属 ・ 役 職
議 長	県教育委員会教育長
副議長	県教育庁副教育長
委 員	県教育庁教育政策課長
委 員	県教育庁スポーツ振興課長
委 員	県総務部人事課行政改革推進室長

選定会議では、選定委員会の審査結果を、県教育庁スポーツ振興課において8(2)～(4)に示す選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者案が異なっていないかの確認を行います。

エ 指定管理候補者の選定、公表

県教育委員会の議決により、指定管理候補者を選定します。

結果については、指定管理候補者選定後速やかに、選定委員会に参加した申請者（グループ申請の場合は代表者のみ）全てに通知します。

また、県ホームページにおいても、申請者名や審査結果等の概要を公表します。

なお、宮崎県情報公開条例の規定に基づく開示請求により、申請者ごとの得点状

況、審査概要等について開示する場合があります。

(2) 選定基準

指定管理候補者の選定は、以下に示す選定基準に基づき行います。

- ① 住民の平等な利用が確保されること。
- ② 事業計画書の内容が、本施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
- ④ 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- ⑤ 本施設の管理運営に当たり、環境保全への対応や地域への貢献が図られていること。

(3) 審査項目・配点

(2)の選定基準をもとに、以下に示す審査項目、配点により審査します。

選定基準	審査項目	配点
① 住民の平等な利用の確保	施設運営に関する基本方針 県が示した管理の基準に対する理解及び対応 その他（平等な利用の確保に関する提案等）	20
② 公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画	利用者サービスの向上に関する提案 利用者増への取組に関する提案 施設の設置目的の理解と課題の認識 指定管理者の業務に対する意欲 施設等の維持管理の適格性 利用者満足度把握や苦情・要望対応、運営改善への反映 その他（施設の効用の発揮に関する提案等）	30
③ 経費の縮減等	指定期間内に県が支払う指定管理料の提案額 業務遂行のための適切な経費の積算 管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案 その他（経費縮減に関する提案等）	10
④ 事業計画を着実に実施するための管理運営能力	必要な体制の確保（適正な組織、人員配置、責任体制） 職員の能力育成（研修体制） 継続的に安定した運営が可能な財政的基盤（経営状況） 過去の類似事業の実績、評価 リスク管理の具体的対応策 事業計画及び収支計画の具体性、適格性、実現可能性 個人情報保護への対応 情報公開への対応 安全管理、危機管理への対応 その他（継続性・安定性に関する提案等）	30
⑤ 地域への貢献等	環境保全への対応 地域経済への配慮 障がい者の就労支援への対応 その他（地域への貢献等に関する提案等）	10
合 計		100

(4) 最低基準点の設定

指定管理候補者として選定されるための最低基準点を、以下のとおり設定します。

- 選定委員会：全委員の合計点数の100分の60以上の得点を得ること。
- 選定会議：県教育庁スポーツ振興課が選定基準等に基づき行う評価において100分の60以上の得点を得ること

これにより、最高得点の申請者であっても、最低基準点に満たない場合、指定管理候補者として選定されない場合があります。

この場合、以下のいずれかの方法により改めて候補者を選定することとします。

- ・ 再公募を行う。
- ・ 申請者から改めて事業計画書を提出していただき、それに基づき審査・選定する。
- ・ 最高得点の申請者を、事業計画内容の改善を条件に認める。

(5) 選定対象の除外等

申請者が次のいずれかに該当するときは、指定管理候補者の選定の対象から除外します。

また、指定管理者の指定後に次のいずれかに該当することが明らかになった場合には、指定の取消しを行います。

- ① 複数の事業計画書を提出したとき。
- ② 選定委員会の委員、当該事務に関係する県職員に個別に接触したとき。
- ③ 申請書類等の記載内容に虚偽又は不正があったとき。
- ④ 県が支払う指定管理料について、県が示す基準価格を超える提示をしたとき。
- ⑤ その他、募集・選定等に当たり不正な行為があったと県が認めたとき。

9 指定管理者の指定及び協定の締結に関する事項

(1) 指定管理者の指定

指定管理候補者は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、宮崎県議会の議決を経て、指定管理者として指定し、その旨を告示する予定です。

なお、正式に指定管理者に指定されるまでの間に、指定管理候補者に事故がある場合等は、選定されなかった申請者のうちから指定管理候補者を選定する場合があります。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定の後、県教育委員会と指定管理者は双方協議の上で、指定管理業務に関し、指定期間中の基本的事項を定めた「基本協定」と年度ごとの「年度協定」を締結します。

また、協定に定める事項について疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項については、県教育委員会と指定管理者が協議の上定めることとします。

基本協定の主な内容は、以下のとおりです。

- ア 指定管理者が行う管理業務の範囲の詳細に関する事項
- イ 指定管理者が行う管理業務の実施の詳細に関する事項
- ウ 県が支払う指定管理料に関する事項
- エ 利用料金（納付金）に関する事項
- オ リスク管理、責任分担等の詳細に関する事項
- カ 連絡体制、随時の報告、実地調査、利用者満足度調査等に関する事項
- キ 指定の取消し等に関する事項
- ク 管理業務の引継ぎ等に関する事項
- ケ 個人情報保護、情報公開に関する事項
- コ 協定の変更に関する事項
- サ その他施設の状況に応じて必要な事項

指定管理者が指定後、協定の締結までの間に次に示す事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ア 正当な理由なく協定の締結に応じないとき。
- イ 財務状況の悪化等により指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

10 リスク管理、責任分担に関する事項

県教育委員会と指定管理者のリスク管理、責任分担は、原則として次の表のとおりとします。

なお、詳細については、県教育委員会と指定管理者が締結する協定で定めることとします。

また、指定管理者が負担すべき事項について、県教育委員会が特別の事情があると認めた場合は、その一部を免除することができることもあります。

項目	内容等	県	指定管理者
1 施設、設備、備品、資料等の損傷など	指定管理者による管理の瑕疵によるもの		○
	第三者の行為、経年劣化等による損傷等で小規模なもの（1件の修繕費が60万円未満のもの）		○
	第三者の行為、経年劣化等による損傷等で大規模なもの（1件の修繕費が60万円以上のもの）	○	
	施設の設置に関する瑕疵によるもの	○	
2 管理、運営に係る事故等による第三者への損害賠償	指定管理者の責に帰すべき事由によるもの		○
	施設の設置に関する瑕疵によるもの	○	
3 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、の他の自然的又は人為的な現象）への対応	不可抗力に起因する小規模な施設修繕（1件の修繕費が60万円未満のもの）		○
	不可抗力に起因する大規模な施設修繕（1件の修繕費が60万円以上のもの）	○	
	不可抗力に伴う、あらかじめ定められた管理業務以外に発生した業務に係るもの（感染症等の影響による収入減、事業中断等による経費増を含む。）	△	
	ヒトや動物への感染症・伝染病に起因する防疫対策や施設保全等に要する費用		○
4 物価変動、金利変動、税制の変更による運営経費の増	物価変動、金利変動、税制の変更による管理運営経費の増		○
5 法制度の改正、政治、行政的理由による事業内容の変更等による運営経費の増	法制度の改正、政治、行政的理由から、管理、運営の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費増など	○	
6 事業終了時の対応	指定期間が終了した場合、又は指定期間途中で指定取消を受けた場合における撤収・施設等の原状回復・引継に要する費用		○

（注）表中の60万円は消費税及び地方消費税を含まない金額。

（注）負担者が県の場合は発注から県教育委員会が行う。

（注）△は別途、県教育委員会との協議が必要。

11 業務の引継に関する事項

指定期間が満了したとき（継続して指定管理者に指定された場合を除く。）又は指定が取り消されたとき等は、施設・設備等の原状回復、備品・管理に必要なデータ等の引き渡しとともに、県教育委員会や次期指定管理者に十分な事務引継等を行っていただきます。

12 管理運営状況の把握等に関する事項

県教育委員会は、施設の適正な管理運営の確保等に努めるため、指定管理者に対し定期的に業務の実施状況や施設利用・収支状況等の報告を求めるとともに、実地調査を行う等、施設の管理運営状況の十分な把握に努めることとします。

なお、各施設の管理運営状況（施設利用・収支状況等）は、県ホームページで毎年公表しています。

また、指定管理者は、県民サービスの向上に資するために、意見箱の設置、アンケートの実施等により利用者の満足度や意見・苦情等を把握し、その結果を業務改善の反映に積極的に取り入れるよう努めるものとします。

県教育委員会では、指定管理者の業務が、管理の基準等を満たしていないと判断した場合、指定管理者に対し、必要な改善措置を講じるよう通知や是正勧告を行います。それでも改善が見られない場合は、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

※ 指定管理者が行う管理業務に係る出納関連事務については、「県監査委員監査」「包括外部監査」等、地方自治法第199条第7項、第252条の37第4項及び第252条の42第1項の規定により、監査の対象となることがあります。

13 業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合は、県教育委員会は、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

また、これにより県教育委員会に生じた損害については、指定管理者は賠償するとともに、次期指定管理者が円滑な業務遂行ができるよう十分な事務引継等を行っていただく必要があります。

(2) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

天災、事故等の不可抗力その他県教育委員会及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難となった場合は、業務継続の可否等について、県教育委員会と指定管理者の間で協議を行うこととします。

14 その他留意事項

公の施設の管理者であることに鑑み、審査項目に掲げる視点で積極的な提案を行うほか、指定期間中の運営においても、適切な管理運営体制の確保や県民サービスの向上に努めてください。

15 添付資料・様式

(1) 添付資料

- ① 資料1 施設別利用実績等
- ② 資料2 施設整備工程表及び設計図面等
- ③ 資料3 管理対象施設
- ④ 資料4 什器・備品等一覧表
- ⑤ 資料5 関係法令一覧
- ⑥ 資料6 個人情報取扱特記事項
- ⑦ 資料7 宮崎県教育委員会職員公益通報制度実施要綱

※ ②、③及び④の内容は、現在予定されている内容であり、今後変更が生じる可能性があります。

(2) 様式

- ① 説明会参加申込書【様式第1号】
- ② 質問書【様式第2号】
- ③ 指定管理者指定申請書【様式第3号】
- ④ 事業計画書（総括票）【様式第4-1号】
- ⑤ 事業計画書【提案事項1】【様式第4-2号】
- ⑥ 事業計画書【提案事項2】【様式第4-3号】
- ⑦ 事業計画書【提案事項3】【様式第4-4号】
- ⑧ 事業計画書【提案事項4】【様式第4-5号】
- ⑨ 事業計画書【提案事項5】【様式第4-6号】
- ⑩ 収支計画書【様式第5号】
- ⑪ 団体の概要及び業務内容、実績等【様式第6号】
- ⑫ 役員の氏名・住所等一覧表【様式第7号】
- ⑬ 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書【様式第8号】
- ⑭ 誓約書【様式第9号】
- ⑮ グループ構成団体一覧表【様式第10号】
- ⑯ 申請手続等に関する委任状【様式第11号】
- ⑰ 新宮崎県体育館管理運営業務に関するグループ協定書【様式第12号】
- ⑱ 辞退届【様式第13号】
- ⑲ 施設別維持管理計画表（別紙）

16 問合せ先

〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9番10号

宮崎県教育庁スポーツ振興課 管理担当

電 話 0985-26-7247

F A X 0985-26-7339

E-mail ky-sports-shinko@pref.miyazaki.lg.jp